

## 地方行財政検討会議・第二分科会（第6回）議事要旨

- 1 日 時 平成22年9月15日（水）17時00分～19時00分
- 2 場 所 総務省省議室（中央合同庁舎第2号館7階）
- 3 出席者 小川総務大臣政務官、石原俊彦 関西学院大学教授、碓井光明 明治大学教授、西尾勝 東京大学名誉教授、木村毅 大阪市総務局 IT改革監兼市政改革室理事、遠松秀将 東京都財務局主計部財政担当課長、石川敏也 札幌市経済局中央卸売市場長、武川市雄 甲州市財政課長

### 4 概 要

- 冒頭、小川総務大臣政務官より挨拶があった。
- 資料1「第3回会合における主な議論（財務）について」に基づいて、安田自治行政局行政課長から説明があった。
- 自治体関係者の専門委員から財務会計制度についての提案がなされた。
- その後、自由討議が行われた。

（以下、専門委員からの主な提案）

- 遠松専門委員から、資料2に基づいて、地方税収納金整理資金制度の創設、還付加算金の割合の引き下げ、国有資産等所在市町村交付金制度の見直し、公有財産の有効活用、物品に関する使用許可及び使用料の徴収に関する規定の整備、自治体独自の課金制度の創設、使用料・手数料の審査請求に際しての議会への諮問、地方自治体の保有する債権に関する取扱い及び給与その他給付の柔軟化についての提案がなされた。
- 石川専門委員から、資料3に基づいて、発生主義の導入のための所要の規定の整備、歳出科目の節区分について実態に応じた区分とするための所要の規定の整備及び繰越手続きの簡素化のための所要の規定の整備についての提案がなされた。
- 武川専門委員から、資料4に基づいて、継続費を債務負担行為の制度に含めて考えること、予算の繰越の区分の一本化、予算の弾力条項の撤廃及び立替払の制度化についての提案がなされた。

（以下、自由討議）

- 近時の不正経理問題の解決につなげるための制度改正をするには、事務費的なもの、物品購入も含めて、年度内に執行できないという理由があるとすれば、それも含めて繰越ができるという制度にすることが望ましいのではないか。
- 現行制度の繰越の仕組みは、実際にそれほど足かせになっていることはなく、事業の進捗が遅れて翌年度にまたがるというものであれば、財政当局を含めてしっかり精査をすれば、十分に対応が可能なのではないか。

- 現行の債務負担行為と継続費は、どちらも同じような対応ができることから、同じような制度を2つ存置する必要は無く、債務負担行為に含めたほうがよいのではないかと。
- 債務負担行為のほうが、翌年度以降、柔軟に予算計上ができるということで、現実、債務負担行為を設定することが多くなっているから、どういう意義をもってこの継続費を定め、どういう場合に継続費をやるとの考え方の根拠があれば積極的に運用するけれども、そうでなければ債務負担行為の設定として統一してもいいのではないかと。
- 継続費の場合には、年割額を定めることによって、それぞれの後年度の歳出を事前に確保するという意味がある。ところが、債務負担行為は契約自体できるが各年の歳出額というのは、それぞれの年度の予算で枠を確保しなければならないように区分されていることをどのように考えるか。
- 問題は、細々と法律であれ、政令であれ、省令であれ、いわゆる法令できちんと定めなければならないものなのか、ある部分は各地方自治体に委ねていいと考えるべきか。また、ある部分は、むしろしかるべき団体、専門家団体に基準を設定し、それに委ねるといった仕組みの法制度にしたほうがいいのか、そういう複数の選択肢が考えられるのではないかと。
- 財産の規定や債権の規定は、定義の部分であるから、そういったところはしっかりと法律等で定めるべきではないかと。しかし、運用の段階で、裁量の部分があるというのが望ましいのではないかと。
- 債権について、一つは強制徴収の対象にできるかどうかという問題、もう一つは消滅時効の点だが、これは最高裁判所が地方自治法の解釈として「他の法律に別段の定めがあるとき」というところに民法も入ると判示しているため、例えば病院の診療債権とか、水道料債権のように公法上の債権の解釈に穴があいてきていることから、地方自治体では困っているのが実情ではないかと。
- 債権を万一徴収できたとしても、それに見合わないほどのコストをかけながら管理しているというのが実態なのではないかと。したがって、公債権のように、ある一定期間で時効成立というほうが、税金の使い方としてはコスト的に有利なのではないかと。
- 使用料・手数料の徴収に関する処分について審査請求があったとき、一々議会に諮問するというのは、その制度をつくったときには議会重視の制度であること、あるいは住民の権利を守るという精神でできていることは明らかだと思うが、初めて読むとかなり違和感を感じるのでないかと。
- 歳入歳出科目の提案については、全国的な統一性を図る、あるいは比較可能性を確保する、そういうメリットとの比較の問題になるのではないかと。
- 国の制度、他団体比較、それから時系列比較、これをうまく推し進めていく上では固定された勘定科目というのは重要だと思うが、他方で、マネジメントに沿った勘定科目をどう自治体の中で設定し運用できるかという切り口で財務会計の仕組みをつくっていくことが重要ではないかと。
- 発生主義については、すべての自治体で導入するとすれば、全国、ある時点から一律、地方会計をすべて、発生主義会計としなければならないということと、国家予算も含めてそのような制度に切り替えるというような議論をあわせてしていかなければならないのではないかと。
- 財務諸表をつくらうという動きになって、どんどん年々充実はしてきているが、労力の割に目的とすることが達成できていないのではないかとという考え方を持っているため、できる限り目的に近づける現実の手法

としては、今の法律に基づく議会審議のための帳票類に、できるだけ市民に対する情報を充実させていくというのが現実的な対応となるのではないか。

- 発生主義会計は、既存の官庁会計の決算にプラスアルファという形で説明するという方法もちろんあるので、それはそれぞれの自治体の判断でやってもいいのではないか。
- 現金主義を基調としている現在の制度を維持しつつ、発生主義的なものによる財務情報の提供というのは、個々の地方自治体の必要性の認識に基づいて工夫していくというのが望ましいのではないか。逆に裏返せば、法令によって一律のやり方を全国一律に求めるということは必ずしも適当ではないということになるのではないか。

※注 以後、修正の可能性はある。

(文責：総務省自治行政局行政課)